

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

平成31年2月1日以降、安全帯の名称が「墜落制止用器具」に改められ「フルハーネス型」の墜落制止用器具を使用することが原則となります。

下記条件に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

- ①高さが2メートル以上の箇所
- ②作業床を設けることが困難なところ
- ③フルハーネス型の墜落制止用器具を使用して行う作業
(ロープ高所作業に係る業務を除く)

ご来校、または電話でお申し込み下さい。受講人数に制限がありますので予約制となります。

講習初日は午前8:40分までご来校下さい。

◎ ご用意いただくもの

1. 運転免許証（運転免許証のない方は住民票（個人番号の記載されていないもの、6ヶ月以内のもの））
2. 筆記用具
3. 受講区分により実技を受講する方で、フルハーネス型安全帯をお持ちの方は持参してください。
(実技に適する服装)
4. 講習料金は、受講当日の受付時に納めて下さい。
 - ① 全科目受講の方(6時間(学科4.5時間、実技1.5時間)) 12,000円(税込)
 - ② フルハーネス型を用いて行う作業に6か月以上従事した経験がある方(1.5時間) 5,000円(税込)
 - ③ 胴ベルト型の安全帯を用いて行う作業に6か月以上従事した経験がある方(5時間) 10,000円(税込)
(※②③は事業主証明書が必要です。)
 - ④ 足場組立等、ロープ高所作業者特別教育修了している方(5時間) 10,000円(税込)
(※④は足場組立又はロープ高所作業者特別教育修了証が必要です。)

◎ 時間割表

① 6時間 (学科4.5時間 実技1.5時間)		② 1.5時間コース	③ 5時間コース	④ 5時間コース
8:40 ~ 9:00	受付、説明等	受付、説明等	受付、説明等	受付 (9:50~10:10)
9:10 ~10:10	労働災害の防止に関する知識(1H)	(1H)	(1H)	免除
10:15~10:45	関係法令(0.5H)	(0.5H)	(0.5H)	(0.5H)
10:50~11:50	墜落制止用器具に関する知識 (フルハーネス型のものに限る。)(1H)	免除	(1H)	(1H)
12:50~13:50	墜落制止用器具に関する知識 (フルハーネス型のものに限る。)(1H)	免除	(1H)	(1H)
13:55~15:25	墜落制止用器具の使用法等 (実技)(1.5H)	免除	(1.5H)	(1.5H)
15:30~16:30	作業に関する知識(1H)	免除	免除	(1H)

講習 予約日	月 日
-----------	-----

秋田労働局長登録教習機関

(株)鷹巣交通 県北技能講習センター

〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字佐戸岱6

TEL 0186-62-1845 FAX 0186-62-1846